

入札説明書

公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが県産品流通デザイン公社
所長 副島 三記子

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが県産品流通デザイン公社パソコン借上げ契約の入札については、下記のとおり実施します。

記

1. 入札件名 公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが県産品流通デザイン公社パソコン借上げ契約
2. 実施場所 佐賀市城内1丁目1番59号県庁内
3. 現場説明 なし
4. 入札
 - (1) 期 日 令和6年9月25日(水)
 - (2) 場 所 佐賀県庁内 産業労働部 部内会議室(新館9階)
 - (3) 開始時間 10時00分～
5. 契約方法 条件付一般競争入札
6. 入札保証金 免除 (佐賀県財務規則 第103条第3項第2号を準用)
7. 最低制限価格 なし
8. 前金払い なし
9. 借上げ料金の支払方法 毎月月末までに提出された請求書については翌月末までに支払う
10. 入札参加資格及び条件に関する事項
入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、県を通じて佐賀県警察本部に照会する場合があります。
 - (1) 県内に本店または支店を有し、当公益財団法人との契約実績を有する、又は入札書の提出期限の時点で佐賀県の物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
 - (2) 当該物品の納入後、納入先の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
 - (6) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

11. 無効入札とする場合

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものがあるもの
- (4) 一人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のないもの
- (6) 前各号に掲げるものの他競争条件に違反した者

12. 入札を中止する場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 競争に参加し、これに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき
- (2) 業務の廃止もしくは変更その他必要があると認められるとき

13. 注意事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。